開発協議に伴う周辺住民等への周知方法を従来の方法に戻します。

※開発事業の種類は裏面参照

～令和元年度

開発事業①②　説明会
開発事業③　個別説明可能
※要望があれば説明会
開発事業④　説明会不要

↓ 新型コロナウイルス感染症感染拡大

令和２年度～令和５年度

開発事業①②　説明会もしくは個別説明
※自治会と要相談
開発事業③　個別説明可能
※要望があれば説明会
開発事業④　説明会不要

↓ 新型コロナウイルス感染症５類感染症移行

令和６年度

開発事業①②　説明会
開発事業③　個別説明可能
※要望があれば説明会
開発事業④　説明会不要

お問い合わせ先
伊勢原市役所　建築住宅課　開発調整係
電話：０４６３－９４－４７８３（直通）

令和６年３月１５日作成

◆開発事業の協議調整の手続

開発事業の種類は次のとおりです。

【開発事業①】（大規模開発事業等）

次の開発事業を行おうとするときは、基本構想届出からの手続が必要です。
手続の流れは、手続の流れ図①のとおりです。（P.３）

◆開発区域の面積が３，０００㎡以上のもの
◆中高層建築物の建築
◆葬祭場、墓地、ペット霊園、廃棄物処理施設の設置

【開発事業②】（説明会の開催が必要な開発事業）

次の開発事業を行おうとするときは、事前協議からの手続が必要です。
手続の流れは、手続の流れ図②のとおりです。（P.４）

◆開発区域の面積が５００㎡以上３，０００㎡未満のもの
（スポーツ又はレクリエーション施設等、自己の居住の用に供するものを除く。）

【開発事業③】（説明会を開催しないことができる開発事業）

次のいずれかの開発事業に該当し、周辺住民等に対する説明が行われ、その状況が書面により市へ報告され、説明会に代わる説明が行われたと認められるものは、説明会を開催しないことができます。（周辺住民等から説明会の開催を求められた場合を除く。）
手続の流れは、手続の流れ図③のとおりです。（P.５）

◆都市計画法第２９条第１項の開発行為の許可が必要なもので、
開発区域の面積が５００㎡未満のもの
◆市街化調整区域内における開発区域の面積が５００㎡以上３，０００㎡未満の
スポーツ又はレクリエーション施設の設置、資材置場の設置、駐車場の設置、
盛土・土砂等のたい積又は切土の高さが３０ｃｍを超えるもの

【開発事業④】（説明会の開催が不要な開発事業）

次の開発事業を行おうとするときは、事前協議からの手続が必要です。
手続の流れは、手続の流れ図④のとおりです。（P.６）

◆都市計画法第２９条第１項の開発行為の許可が必要なもので、
自己の居住の用に供するもの（中高層建築物の建築を目的とするものを除く。）